

令和4年第4回大町町議会（定例会）会議録（第4号）						
招集年月日	令和4年9月5日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	令和4年9月9日	午前9時30分	議長	三谷英史	
	散会	令和4年9月9日	午前11時30分	議長	三谷英史	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 7名 欠席 1名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	三谷英史	○	5	三根和之	△
	2	藤瀬都子	○	6	武村妃呂子	○
	3	山下淳也	○	7	諸石重信	○
	4	鶴崎敏彦	○	8	中山初代	○
会議録署名議員	7番	諸石重信	8番	中山初代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	古賀直		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	内田学		
	会計管理者	井上精一	教育長	尾崎達也		
	総務課長	井原正博	総務課参事	副島徳二郎		
	企画政策課長	古賀壯	生活環境課長	前山正生		
	町民課長	吉村秀彦	子育て・健康課長	森ゆかり		
	農林建設課長	高田匡樹	教育委員会事務局長	藤瀬善徳		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽令和4年9月9日

日程第1 議案等に対する質疑

日程第2 議案等の委員会付託

---

午前9時30分 開議

○議長（三谷英史君）

ただいまの出席議員は7名でございます。欠席議員は5番三根和之議員、病気療養のため欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、令和4年第4回大町町議会定例会4日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 議案等に対する質疑

○議長（三谷英史君）

日程第1. これより町長提出の議案に対する質疑を一括して行います。

なお、質疑については、決算、補正予算に分けてお願いをいたします。

まず、決算について質疑ございませんか。4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

令和3年度の一般会計並びに特別会計の決算書について御質疑をしたいと思います。

今年度の決算書を見ますと、非常に昨年度と違って予算の流用関係がほとんどありませんでした。これも職員の皆さんの努力のたまものかなと、心から敬意を表したいと思います。すばらしい決算書になっておりました。

そこで、1つだけ質問します。

ページは99ページです。13節. 使用料及び賃借料で、備考欄を見ていただきますと、3款2目1項12節から流用10万6千円、3款2目5項11節へ流用10万7千円ということで、10万6千円を持ってきて、また10万7千円を出してあるということで非常に分かりづらいので、

この分の説明だけお願いします。

○議長（三谷英史君）

子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（森 ゆかり君）

鶴崎議員の質問にお答えいたします。

まず、この流用を行っただけでありませんが、11月に地域おこし協力隊が住んでおります賃貸住居のほうに急に災害の関係で転居が必要になったということで新たな住居を探していたところでした。アパートが見つかったということで新しい住居の敷金、礼金が必要になったというところで、その分の予算がなかったために、13節の住居賃貸料のほうから11節の手数料のほうに10万7千円を流用したところでありまして。この後に3月の補正を行う際に、この流用の分が計算に入れずに必要な予算の分まで含めて減額補正を行ってしまったというところで、その分が不足したために、逆に10万6千円を12節のほうから流用するような形になったということで、この分についてはこちらのほうの確認が不足したというところで改めておわび申し上げます。

以上です。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

流用したのを忘れて3月の補正でその分まで減額してしまって、予算が足りなくなって、また流用をかけたということですね。分かりました。今後は気をつけてしっかりと予算の執行をお願いします。

以上です。

○議長（三谷英史君）

ほかにございませんか。2番藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

移住・定住アンケート回答の謝礼金ということで91万2,568円、ページが67ページ、下から2段目になります。この件についてお答えをお願いいたします。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

お答えいたします。

これについては、LINEのほうに広告を上げて、それを見ていただいた方がアンケートに答えていただいた分に回答の謝礼品ということで、さがびよりとか、そういったものを送らせていただいております。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

じゃ、このアンケートの結果というか、何名ぐらいの方がされたのか、その点をお願いいたします。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

お答えいたします。

まず、12月に1回目のLINEアンケートを行いまして117件の回答がございました。それから、2回目のLINEアンケートを1月の後半から2月18日まで行っておりますが、これについてが1,017件の回答がございました。これについては、LINEの写真とかをちょっとクリックしやすいような、してもらえるような写真に入れ替えたりした結果が多数のアンケートの結果となっております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

ありがとうございます。

じゃ、続きまして、69ページの公有財産購入費ということで5,045万1,834円出ておりますが、このことはモアワンのことだと思いますが、この点についてもお聞かせください。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

**○企画政策課長（古賀 壯君）**

お答えいたします。

藤瀬議員がおっしゃるとおり、うちの災害支援拠点のソレイユの公有購入費になります。これは議会のほうにもいろいろ御説明をいたしまして購入させていただいています。

以上です。

**○議長（三谷英史君）**

藤瀬議員。

**○2番（藤瀬都子君）**

じゃ、続きまして、71ページなんですけど、地域の絆づくり支援事業ということで補助金が327万5,004円出ております。このことについてお願いいたします。

**○議長（三谷英史君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（古賀 壯君）**

お答えいたします。

これは大町町の地域絆づくり支援事業として、まず、地域のほうでされる行事等に全分館のほうに補助をしております。それから、熱中症対策については、すみません、ちょっと分館区が何分館か度忘れしたんですけれども、8分館ほどの熱中症対策の事業費をお支払いしております。

以上です。

**○議長（三谷英史君）**

藤瀬議員。

**○2番（藤瀬都子君）**

この補助金の送付先と申しますか、これは区の会計のほうに入っているんでしょうか、それとも区長さんのほうの個人になるのか、そこら辺が分かりませんが、それが区の会計に入っていたら区の会計のほうで分かるんですけれども、どこかの地区は何も私たちこの絆づくりに関しての事業のことは知らないよという地区があったもんですから、そのことをちょっとお願いいたします。

**○議長（三谷英史君）**

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

お答えいたします。

以前は区長さん個人のほうに入っていたところがあって、これを分館の口座に入れるように区長さんにも御相談して大分進んできているとは思いますが、若干まだ個人のほうに入っている部分はあると思いますが、今後も区の口座に入るように指導をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

決算、ほかにごありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

ないようですので、次に補正予算に移ります。

補正予算について質疑ございませんか。4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

補正予算の審議に入る前に、月曜日の勉強会の折にも言っていましたけど、今回の補助金の補助金交付要綱について議案質疑前に出してくださいということでお願いをしておりました。出ていないんですね。出ていないということは議案の審議ができませんということです。議長、どう思われますか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

何ですかね、補助金の要綱を出してくださいというような要求をされていたということですね。議会の議員の資料要求については、議員の皆さんの総意の下で、議長の名前でそういう要望をしてください、文書でしてください。そして、それを私のほうが判断して、出すか出さないかというのを決めたいということで、これは以前から申し上げたことで、総務委員会の委員長である鶴崎議員には再三申し上げていたと思います。だから、その手続をまずしていただかないと、我々は守秘義務、そして、それが情報漏えいにつながったりしたらいけませんので、そういうことを以前から申し上げております。

そしてまた、このことについては事前に説明会をして、議員の皆さん参加をされていたと

思いますけれども、そのときに資料を出して直接私のほうから説明をさせていただきました。そして、質問があった分については全議員に回答させていただいております。そういうことで、その資料をもって提案しておりますので、審議ができないというのはちょっと違うのではないかなというふうに思っております。だから、これからそういう資料がもし必要である、要求があれば、ちゃんとルールに従って要求をしていただきたいというふうに思います。

理由としては、やっぱり個々の議員のそういう資料要求、多々あります。それを全て職員が受けなうことはメンタル的にも、そしてまた、体力、時間的にも非常に都合がよくないというふうに思っておりますので、情報公開条例というのもありますので、本来なら開示請求もしていただかんといかんとでしようけれども、それは私の判断の範疇として今までも提出できるものはしていたというふうに思っておりますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

町長ね、間違っていますよ。資料やないとやけん。補助金交付要綱というのは、予算をつくる上で当然補助金交付要綱をつくってから予算要求するんですよ。だから、補助金交付要綱は一般的、要求した資料じゃないんですよ。当然出す義務があるでしょう。それを見ないと分からないでしょう。この分、補助金の交付要綱というのは予算と一体化した分ですよ。それを資料やけんが私が決裁して出さないかんけんがという問題じゃないでしょう。副町長、どう思いますか。

○議長（三谷英史君）

副町長。

○副町長（内田 学君）

先ほど町長が申し上げたとおり、資料に関してはルールどおり文書を出していただくということになっておりますので、今回については、それは資料が何かにかかわらず、そういうルールでやらせていただいているということかと思ひます。

予算と交付要綱の関係ですけれども、基本的に交付要綱は予算が——今回は予算補助ですので、予算という根拠があつて交付要綱をつくるもの、当然準備段階として案とかをつくるというのは、当然その事業を練り上げる上で必要かと思ひますけれども、通常の順番からい

くと予算があつて要綱かなというふうに考えています。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

いや、そいけん、1,750万円だけがね、中身が全然分からないでしょう。普通、実際今までも——総務課長にお尋ねしますが、補助金交付要綱がないのに予算を計上するということがありますか。今までは補助金交付要綱がないと予算はできなかつたんです、つけなかつたんですよ。何の根拠もないのに、補助金交付要綱もなくして予算だけ上げる、そういうばかなことがありますか。そして、補助金交付要綱は出さない、議会に出さない。議長、それは取扱いについて議運で諮ってもらっていいですか。

○議長（三谷英史君）

暫時休憩いたします。

午前9時49分 休憩

午前11時6分 再開

○議長（三谷英史君）

それでは、質疑を再開いたします。

改めまして、補正予算について何か質疑ございませんでしょうか。7番諸石議員。

○7番（諸石重信君）

議案第34号、一般会計補正予算について質問させていただきます。

こちらの23ページの部分で、2款・総務費の中の6目・企画費、18節の中で、大町町温泉施設事業再興支援補助金と上げられております。これに関して、当施設は今年2月に休業され、7か月余りがたった状態でございます。現状、町民の方々からは非常に困っているとか、また、この温泉での入浴を楽しみにしていたなどの早期再開を望む声も多く聞かれます。この予算案についての御説明をお願いしたいと思います。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

御質問の件についてお答えさせていただきたいと思ひます。

大町温泉は当時、町有地の有効活用、そして雇用創出、それから地産地消、何よりも町民

の安らぎ、コミュニケーションの場ということで、健康づくり、健康増進、保養を兼ねた施設にしていこうと、それを目的に平成19年に進出協定を締結しております。その中で、大町町として温泉と協定の中で締結した内容については、運営についても誠意を持って協力していきますよという約束事もおいております。

そして、これはまちづくり振興としても活用させていただきたいと思っております、町の魅力創出とか、それから、観光資源の一つとして、そしてまた、災害時には昨年も入浴支援をしていただきました。これはボランティアの皆さん、NPOの方、そして、自衛隊員の方も利用させていただいたところでもあります。そういうこともあって、この施設を大町町としては活用すべきリソース、資源と思っております。これが一日でも早く再興できるように考えているということでございます。

今、個々で、温泉のほうで再開に向けて頑張らせていただいておりますけれども、あそのほうがもともと町のほうから賃借をして14年になりますかね、14年間営業されておりますけれども、その間、8度洪水に見舞われたということでございます。当然貸し側としてはその対策も今後取っていかねばならないというふうに思っております。今、一生懸命、その再興に向けてされておりますけれども、温泉を揚げる揚水ポンプにスケールというような不純物——不純物じゃなかですね、異物が詰まる、これは温泉はどこでもあるようすけれども、詰まっていると。それを取る作業をされておりますが、その中に洪水の影響もあって濁水が入って、その濁水が微粒なヘドロとして、それもそこに付着しているということで、それが固まってきて蓄積しているということで、それを除去するのにも苦労されているということで、大町町としてもその辺のところは半々、2分の1ずつ出し合って、一日でも早くそれを解決するというので今頑張っておられますけれども、なかなか費用の面等で進まないということで、そういう話を今回、議員の皆さんにも事前に説明をさせていただいて、この提案をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

先ほど御説明いただきました。これは質疑でございますけれども、その中で、町が貸しておる土地でこれまで8度豪雨による被害を被られたということでございました。

こちらはちょっと関連といたしまして、これまでは自己資金で改修をやられていたのか、お分かりであれば教えていただければと思います。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今までの水害に対する対応については、自己資金、温泉側で捻出をされて対応されておりました。

○議長（三谷英史君）

ほかに。諸石議員。

○7番（諸石重信君）

続きまして、同じく一般会計補正予算の30ページです。6款、農林水産業費の3目、農業振興費の中、14節並びに18節、工事請負費、負担金補助及び交付金、園芸団地基盤整備工事費、また、下段の新規就農者育成総合対策事業費、これは農業振興に関する事で非常にいいことだと思いますけど、ちょっと説明のほうをお願いしたいと思います。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（高田匡樹君）

お答えします。

議員質問の14節、工事請負費の園芸団地基盤整備工事費ですけれども、これはろ過器に係る附帯工事の部分でございます。当初、微生物等に起因するろ過器の能力低下が著しいことが判明したことによって、薬品による除去装置の設置工事を行う分でございます。

次、18節の負担金補助及び交付金の中の新規就農者育成総合対策事業費補助金の内訳ですけれども、これは下大町にあります施設園芸団地の1区画分に入職予定者に係る経営開始資金の補助と、機械導入に係る補助金の分を計上しております。

経営所得の分もですかね。（「いや、それはいい」と呼ぶ者あり）それはよかですかね。

以上になります。

○議長（三谷英史君）

ほかにございませんか。3番山下議員。

○3番（山下淳也君）

補正の一般会計の22ページ、6目14節の工事請負費で町PR看板設置工事とありますが、これについて御説明をよろしく願いいたします。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

お答えいたします。

これにつきましては、西九州新幹線の開業に向けて、特急が大町駅のほうを通るんですが、大町町のPR看板を設置して、その特急から見ていただくということで設置をさせていただきたいと思っております。

具体的には、看板面については高さ2メートルの幅10メートルを想定してまして、両面のPR看板を制作するというので、また、夜も特急は動きますので、ライトのほうもタイマー式でつけさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

ほかにございませんか。鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

先ほど来質問が出ております大町温泉の補助金なんですが、まず最初に、補助金の交付要綱が今つくられて決裁中ということなんですが、これは全くの新規で今年度限りの補助という理解でよろしいですかね。今期だけですよね。ということで、全く新しい補助金なんですが、まず、副町長にお尋ねしますが、この分については法制審査会は開かれたでしょうか。

○議長（三谷英史君）

内田副町長。

○副町長（内田 学君）

法制審査会は開いておりません。今重要な条例の改正とか、そういったもののみを法制審査会のほうは対象としております。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

分かりました。ただ、全く新しい新規で今年度限りの補助ということだったので、一応

そういうことで法制審査会を開かれたかどうかということでお尋ねをしました。

それと、企画政策課長に聞きますけど、この温泉の利用者について直近で分かれば教えてください。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

お答えいたします。

直近と言われるとちょっとどのくらいというのが分からないんですけど、平成30年度からでよろしいでしょうか。平成30年度の利用者は9万8,876人、令和元年度10万8,735人、令和2年度8万7,276人、令和3年度7万6,622人となっておりますが、令和3年度につきましては2月から休館に入っておりますので、若干数は減っていると思っております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

以前からしたらやっぱり大分少なくなっているかなと思っております。

それと、この補助金なんですが、補助金の公益上の必要性ということで、これは地方自治法第232条の2において、補助金の支出は公益上必要がある場合に限るということになっていると思います。

それと、第一次的には予算の調整の段階で町長が判断し、二次的には議会が予算の審議の段階で判断するというので、地方公共団体の長の裁量権には一定の限界があると考えられており、裁量権の逸脱または濫用があった場合には補助金の支出は違法になると考えられているということで書いてありますが、実際的にこの補助金を出すようになった経緯を分かれば教えてもらいたいんですよ。実際的な流れですたいね。温泉のほうからこれだけ事業をやっているんだけど資金が足りないとか、できないから補助をしてもらえませんかという話があったりとか、その辺の補助金を出す経緯について分かれば教えてください。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

これは14年ぐらい前になりますよね、私が担当課長をしておりました。その中で進出協定を締結したときから、町、そして、温泉のお互いの信頼関係の上に成り立っている話、思いであります。

先ほどもお話がありましたけれども、町民の強い要望、それから、先ほど大町町としてもこれを観光、あるいは町の魅力創出等に活用していく、そしてまた、今後は指定避難所としてもお願いをしたいなというふうに思っております。これは当然入浴支援ということもあって考えておまして、そういう中で、この14年間で8度の洪水があったと。それを町として、お金を頂いている貸主としてちょっと配慮もしていかなければならないのかなと思ったときに、水害対策も今後考えていかなければならないなというふうに思っております。

そしてまた、先ほど言いました町民の要請もあったということで、温泉側とお話をしている中で、一日でも早い復興をお願いしますということをしてきたわけですがけれども、なかなかお金、費用の問題、そして、その原因ですね、8度の水害の中で濁水が侵入し、その微粒な泥がヘドロとして堆積している、そういうこともあって、お互いに2分の1ずつ出して早く再開をお願いしたいということのうちの方からお話をさせていただきました。当然、それは14年前の進出協定のときからのいろんなつながりでお話をさせていただきましたけれども、とにかく町民の意向もありますし、公益にも資するものと考えておまして、この話を提案させていただいたということでございます。

**○議長（三谷英史君）**

鶴崎議員。

**○4番（鶴崎敏彦君）**

ただ、これは民間の収益的な事業者ですよ、そういうところに補助金を出すというのはなかなか難しい面があるのかなというのの一つあって、町民の皆さんとお話をするときも、温泉はやっぱり早く開いてほしいという声はあるんですが、今度壊れて補助金を出すようになってるんですよという話をしますと、利用されていない方はやはりどうしても、何でそんなお金を出さないかと、民間の企業でしょうということで実際的にやっぱり言われるんですよ。

それと、この補助金交付要綱はまだできていないということですが、この前もらった資料の中で、事業に要した経費の2分の1を補助するということになっております。それと、補助金の上限が予算の範囲内とするということになっていきますよね。そして、その前の交付

の対象は、令和4年度内に完了するものに要した経費ということになっていますよね。

ということで、今回1,750万円の補正が上がっておりますが、この予算の範囲内が上限となっていますよね。ということになれば、多分、今回の分も実際的に3,500万円で終わらないんじゃないかと思うんですよね。そうなった場合に、また今度5,000万円かかったと。そしたら2,500万円になりますよね。また今度は12月に補正をかけると。そうやってきたら上限というのは際限なく上がってくるわけですよね。予算に組めば、予算の範囲内が上限ということになっておるので。だから、この上限は、例えば、3分の1の補助で上限は1,000万円ですよとか、普通そういう上限の決め方をすると思うんですよ。

町長にお尋ねしますが、今後この事業費が延びた場合、3,500万円から延びた場合についての補正の考えはいかがですか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

補助金額についての御質問かと思えますけれども、今想定している分について今回提案をさせていただいております。その対象となる中には、町が認めることとすると。例えば、異物を取り除く費用、それに付随する何かがある場合があるということで、その分は町長が認める範囲というふうにしております。

ただ、上限額については、ここにありますとおり予算の範囲内ということで考えておりますので、それ以上になるかならないかはちょっと分かりませんが、認める範囲かどうかということになるかというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

ちょっと今の説明はなかなか分かりづらいんですが、だから、実際的に今回の補正が限度額じゃないということですよ。例えば、事業費が上がってきたら、5,000万円になったら、2,500万円を予算で組めば、それが限度額ということですよ。だから、お尋ねしているのは、今後事業費が上がってきた場合に、町長は補正してまた予算を組むのかどうか、お尋ねします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

私が今言ったのは、この予算の範囲内、1,750万円の範囲内の話をしております。例えば、1,200万円で済んで、その後、何か認める部分があれば当然1,300万円になろうかと思えます。その限度が1,750万円ですので、それ以上は今想定をしておりません。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

そしたら、1,750万円が限度額ということですよ。そしたら、ぴしっとここに、予算の範囲内じゃなくて、補助金の上限は1,750万円と書けばいいじゃないですか。こういう分かりづらい予算の範囲内と。また補正してね、さっき言いましたように、金額が上がった場合に12月で補正されて、金額が上がれば、上限は予算の範囲内でしょうと言われた場合、そうですねとしかならないですよ。

だから、実際的に今、町長が答弁された1,750万円が今回の上限ですよということになれば、ここにぴしっと1,750万円と書いてもいいんじゃないですか、いかがですか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

文言の書き方については、今私の考えで修正するなり、このまま行くなりしたいと思えますけれども、それは修正をするべきところは修正しても可というふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

そういうことで、また14日に全員協議会を町長出席の下、開催しますので、そのときにしっかりお答えをしたいと思いますが、私の考えからすれば、実際的にこういう営利目的の民間事業者に補助するのは、私個人としては今は反対の立場でお答えをしたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

**○町長（水川一哉君）**

すみません、今の鶴崎議員のお考えをお聞きしました。町が大町温泉に補助するというよりも、その原因となった大町町としても責任があるのではないかと。今まで8回水害があったのに何も対策を取ってこなかったというのは原因があるんじゃないかということで、その原因を取り除くための町としての2分の1の補助、お互いに出し合いましょうということで、一日でも早い復興を目指したいということでお願いを申し上げております。

**○議長（三谷英史君）**

補正予算、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（三谷英史君）**

ないようですので、これで町長提出の議案に対する質疑を終わります。

**日程第2 議案等の委員会付託**

**○議長（三谷英史君）**

日程第2. 議案等の委員会付託を行います。

議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（三谷英史君）**

御異議なしと認めます。よって、議案は議案付託表のとおり関係委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

**午前11時30分 散会**